

長 建 協 発 第 4 9 8 号
平成 2 7 年 1 月 3 0 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

平成 2 7 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の
就職・採用活動に係る取扱い等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 7 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、企業側は「採用選考に関する企業の倫理憲章」についての見直しを行い平成 2 5 年 9 月 1 3 日に「採用選考に関する指針」（平成 2 6 年 9 月 1 6 日改定。）を公表し、大学等側は平成 2 5 年 9 月 2 7 日に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」において就職活動時期の変更を公表したところであります。これにより、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 8 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省長崎労働局では、平成 2 7 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、別紙のとおり取り扱うこととなりました。（長労発安 0 1 2 3 第 1 号文書の下段の記をご参照願います。）

つきましては、別添のとおり長崎労働局長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げますとともに、公平・公正な採用の確保等についてご配慮いただき、平成 2 7 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われますようご協力方よろしくお願い申し上げます。